

博士学位請求論文（要約）

主論文題名：立憲君主制の形成——明治国家形成期の天皇と政治——

氏名：原科 颯

本論文は、明治国家形成期、特に伊藤博文の滞欧憲法調査（1882～1883 年）から初期議會期（1890～1894 年）までの約 10 年間を経て、近代日本にいかなる立憲君主制が形成されたのかを明らかにする試みである。

まず、本論文では、立憲君主制という政治システムを、「君主（天皇）の政治的権能が憲法によって制限されるとともに ①、王室（皇室）が国民統合機能を有する ② 君主制」（ここでいう「王室（皇室）」とは君主（天皇）および王族（皇族）の総称を指す）と定義したうえで、さらに、①を（ア）内閣（行政府）による君主の政治的権能の制限、（イ）議會（立法府）による君主の政治的権能の制限の 2 点から、②を（A）宮中による政治関与の否定・制限（皇族・宮内官による政治関与の否定／天皇による政治関与の制限）、（B）宮中の政治利用の否定の 2 点から、それぞれ把握した。また、検討対象時期は、憲法の施行実態を少なくともその初期まで検討することによって、はじめて立憲君主制の形成過程の全体像を明らかにしうるとの立場から、大日本帝国憲法（以下、明治憲法または憲法）の制定時点ではなく初期議會期までと設定する。

近代日本における立憲君主制の形成過程は、従来、伊藤博文や明治天皇の政治行動・構想を主として検討することを通じて明らかにされてきた。そのような先行研究は史実の解明などにおいて相当な成果を挙げており、本論文もそれらに多くを負っているものの、立憲君主制の形成過程はすなわち一個の政治主体（伊藤ないし明治天皇）の行動、または二個の政治主体（伊藤・明治天皇）間の協働の過程として描出される（あるいは、かかる歴史記述が政治主体の権力的動機を主軸に据える形で展開される）傾向にあるという点などに、立憲君主制研究としての一定の限界を抱えている。このような先行研究の課題を踏まえ、本論文では、①政治史研究と制度史研究の架橋、②伊藤と政治的競合を展開した主体の再検討という 2 点の分析手法を採用する。

以上より、第一章では、駐露公使（1880～1883 年）を務めた柳原前光が、宮中を非政治領域として設定しつつ、皇室の国民統合機能を強化することで政治の安定化を図るべきとした皇室制度論を、滞欧憲法調査中の伊藤をはじめ国内外の政府高官に提言し、のちの宮中改革につながる重大な示唆をもたらしたことを明らかにした。第二章では、参議／首相、宮内卿／宮相として国政や宮中行政の支柱を担った伊藤が、宮中改革と明治天皇の立憲君主化に向けた政治指導を展開し、結果、宮中と政治が原則として相互不干渉となりうる法的環境・政治的合意を形成していく過程を検討した。第三章では、宮中改革の延長上にも位置づけられる（明治）皇室典範の制定過程において、元老院議員（柳原・尾崎三良など）が政府（内閣）への牽制を試みる立場から元老院強化を志向し、その一環として上院が皇室事項を

めぐる意思決定に関与しうる制度を構想したこと、一方で、伊藤は、宮中の政治利用を防ぐべく内閣・議会の皇室事項への関与を排除する形で制度設計を主導した様相をそれぞれ示した。第四章では、近代日本の立憲君主制を制度上確定させた明治憲法の制定に際し、大隈重信以下の改進黨勢力による議院内閣制論に対峙するなか、伊藤や井上毅ら起草者がイギリス立憲君主制の諸相を検討していく過程を明らかにした。第五章では、イギリス立憲君主制を反模範とした基幹的な制度のうち、憲法起草者の最も強い関心と呼んだ緊急勅令の制度について、主として初期議會期における政府による運用実態とともに、その議會政治（緊急勅令承諾案をめぐる政党勢力の動向や議會審議）との間で展開された緊張関係を分析した。

以上より、明治国家形成期においては、立憲君主制の上記定義に従えば、まず①天皇の政治的権能をいかに制限するかという点について、大臣助言制の確立などを通じて（内閣による制限）、また（多くの先行研究によって明らかにされてきた予算審議権・立法協賛権に加え）緊急勅令に関する議会の事後審査権の設定とその行使（議會による制限）を通じて、それぞれ実現をみたといえる。次に、②皇室の國民統合機能をいかに保障するかという点に関して、宮中の政治への干渉（宮中による政治関与）と政治の宮中への干渉（宮中の政治利用）はいずれも漸次否定（ないし制限）されていく過程をたどり、宮中と政治（政府・議會）は、相互不干渉を原則とする関係を築くに至ったといえる。現代のイギリス憲政史研究や比較政治学の知見は、君主や王族は政治的中立性（政治的に不偏不党となること）を保ってこそ國民統合機能を維持しうることを示しているが、この点を本稿の議論に即して敷衍するならば、立憲君主制の積極的意義ともいえる皇室の國民統合機能を保障するには、宮中と政治は原則として相互不干渉にあることが要請されたということができよう。